

令和2年6月4日
記者発表資料

「水道基本料金の免除について」

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う市民や事業者に対し経済的な負担を軽減するとともに、市民の手洗いの実施による感染予防の支援することを目的として、基本料金の免除を実施します。

【対象者】 全ての水道利用契約者（約21,000件）

【内 容】 令和2年7月請求分から4か月間、水道基本料金を免除します。

○請求月が奇数の場合 … 7月（6月検針）、9月（8月検針）の2回分

○請求月が偶数の場合 … 8月（7月検針）、10月（9月検針）の2回分

【所要額】 約83,000千円

（口径13ミリ：1,210円、口径20ミリ3,278円等）

※上記は2か月分の基本料金となります。

【根 拠】 高浜市上水道事業給水条例第36条

（料金、手数料等の軽減又は免除）

市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減又は免除することができる。

【予算措置】 6月議会において、減額補正予算案を上程